



令和7年12月3日
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月3日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（4営業所）

支局	郵便局	行政処分
愛媛	新宮	1両×41日
愛媛	川之江	1両×60日
愛媛	玉川	1両×29日
愛媛	神和	1両×28日

3. 処分日

令和7年12月3日（水）

【問い合わせ先】

四国運輸局自動車交通部自動車監査官 竹藪、福家

TEL：087-802-6774